

第154回定例総会議決事項

平成 28 年 7 月

全国都道府県議会議長会

目 次

地方税財源の充実確保に関する決議	1
防災・減災対策の強化に関する決議	5
東京電力福島第一原子力発電所事故対策に関する決議	9
地方議会議員の被用者年金制度加入の実現を求める決議	19
平成29年度政府予算編成並びに施策に関する提言	23
地方自治委員会	
1 地方創生、地方分権改革の推進について	27
2 地方税財源の充実強化について	29
3 災害対策の充実強化について	32
4 犯罪被害者等支援の充実について	34
5 基地対策等について	34
6 北方領土の早期返還について	35
7 竹島の領土権の確立について	36
8 日本人拉致問題の早期解決について	36
社会文教委員会	
1 少子化対策の推進について	39
2 介護人材の確保について	40
3 医療提供体制の整備について	41
4 障害者施策の推進について	42
5 生活困窮者対策の推進について	43
6 児童虐待防止対策の推進について	43

7	高齢者向け身元保証事業における不正防止等について	44
8	教育体制の充実について	44
9	「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」及び 「ラグビーワールドカップ 2019」開催に向けた取組について	46
10	国際リニアコライダーの実現について	46
11	世界遺産の登録に向けた取組の推進について	47

経済産業委員会

1	地域経済の再生について	51
2	中小企業の事業承継に係る税制の抜本的な見直しについて	51
3	エネルギー政策の確立について	52

国土交通委員会

1	防災・減災対策の充実強化について	57
2	社会資本の老朽化対策の充実強化について	58
3	道路の整備促進について	59
4	鉄道の整備促進について	60
5	空港、港湾の整備促進について	62
6	観光振興対策の充実強化について	63
7	特定地域振興対策の推進について	64

農林水産環境委員会

1	食料・農業・農村政策の推進について	69
2	食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について	73
3	森林・林業・木材産業政策の推進について	74
4	水産業振興対策等について	76
5	環境政策の推進について	78

地方税財源の充実確保に関する決議

地方税財源の充実確保に関する決議

社会保障や地方創生・人口減少対策、地域経済の活性化、防災・減災対策など対応すべき課題が年々増大する中で、地方公共団体が、地域の諸課題に責任を持って取り組むためには、その基盤となる税財源を持続的、安定的に確保することが不可欠である。

しかしながら、地方財政の状況を見ると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきたにもかかわらず、巨額の財源不足が生じており、依然として厳しい状況にある。

また、地方歳出の多くは法令により義務付けられている経費や国の補助事業であり、国の歳出改革が進められる中で、法令や制度の見直しを行わず、地方の歳出削減が実施されれば、地域経済の好循環や地方創生の取組はもとより、住民に対する行政サービスの確保に深刻な影響を与えることが強く懸念される。

よって、地方公共団体の安定的な財政運営を実現する地方税財源の充実確保を図るため、次の措置を講ぜられたい。

- 1 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

その際には、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- 2 地方財政計画の策定に当たっては、社会保障や地方創生・人口減少対策など、増大する財政需要を的確に反映し、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

また、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。

3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

なお、いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安全・安心が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

4 消費税・地方消費税率引上げの再延期に当たっては、社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

5 緊急防災・減災事業債については、平成29年度以降も継続するとともに、拡充・恒久化を図ること。

6 「地方創生推進交付金」については、より自由度の高い制度へ改善し継続するとともに、予算規模を拡充し、確実な事業実施が可能となる仕組みとすること。

以上、決議する。

平成28年7月27日

全国都道府県議会議長会

防災・減災対策の強化に関する決議

防災・減災対策の強化に関する決議

我が国の国土条件は、自然災害に対し脆弱であることから、毎年のように台風、豪雨、地震などによる被害が発生している。

先の熊本地震や梅雨前線に伴う記録的な豪雨においても、多くの尊い人命が失われたほか、多数の家屋倒壊や大規模な土砂災害等の甚大な被害が発生し、住民生活に大きな影響を与えたところである。

今後も、南海トラフ地震や首都直下地震などによる甚大な被害の発生が懸念されており、国民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、地域の実情に即した防災・減災対策の強化が急務である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- 1 国民の生命・財産を守るための社会資本整備に必要な予算を十分確保するとともに、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を確保すること。
- 2 熊本地震により明らかになった防災・減災対策の課題を早期に検証し、その検証の結果をもとに、国の防災基本計画の見直しを始めとする防災・減災対策の充実を図ること。
また、熊本地震の被災地に対しては、地震による直接的被害のみならず観光地への風評被害など間接的被害も大きいことから、地域の実情に即した復旧・復興支援に取り組むとともに、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずること。
- 3 災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、今回の熊本地震による被害状況も踏まえ、緊急に、建替や耐震補強を図るための十分な財政措置を講ずること。
- 4 大規模災害への対応力強化と災害対応における世界への貢献を一層推進するため、専属組織の創設等、国として一元的に緊急時対応を行える体制を構築すること。
- 5 地震、津波、火山活動の監視・観測体制及び研究の充実強化を図ること。

以上、決議する。

平成28年7月27日

全国都道府県議会議長会

東京電力福島第一原子力発電所事故対策 に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所事故対策に関する決議

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故は、大量の放射性物質を放出させ、その影響は、いまだ継続しており、汚染水問題を始め、トラブルが発生するなど、依然、国民の不安を招く事態が続いている。

この事故により、福島県では、立地町や周辺市町村において多くの人々が避難を余儀なくされており、避難生活の長期化により雇用と生活の場を失うという状況に直面し続けている。

また、放射性物質の放出による健康被害への不安を始め、農林水産物の出荷・摂取制限や風評による損害、さらには企業活動の停止や観光客の大幅な減少など、原発事故の影響は個人から産業全般あるいは他県にも深刻な影響を及ぼし、その被害は広範囲に及んでいる。

こうした中、避難を余儀なくされた人々は、一日も早く故郷に戻り、これまでの平穏な生活を取り戻したいとの思いを抱いて、過酷な避難生活に耐えている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故処理対応については世界が注視しており、原子力政策を国策として推進してきた国は、人的、技術的支援を含めた世界の英知を集め、一刻も早い事態の収束を図るべきである。

また、福島県民を始め全国民が安全と安心の下で暮らすことができる措置を講ずるべきある。

よって、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 原発事故への対応

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」とする指針に基づき、福島が真の復興を成し遂げられるよう、次の取組を迅速かつ確実に進めていくこと。

- (1) 国が前面に立ち、汚染水対策を始めとする東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めること。
- (2) 東京電力に対し、現場におけるリスク管理の徹底を求めるとともに、現場を含めた監視体制を強化し、指導・監督を徹底すること。
- (3) 「福島復興再生特別措置法」や同法の基本方針等に定められた施策を国、福島県及び関係市町村の適切な役割分担の下、確実に実施するとともに、同法に基づき、福島県の復興・再生の具体的な道筋を明らかにしながら、復興が完了するまでの間は、十分な予算措置を確実に講ずること。

また、復興の状況の推移に応じて、避難者支援に新たな措置が必要とされる場合は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（通称「子ども被災者支援法」）に係る施策の充実を図るとともに、更なる法制度の拡充を行うこと。

- (4) 原子力災害の影響により、水産業の復旧関連事業が大幅に遅れ、特に旧警戒区域の復旧整備は着手できていないことから、事業の推進については全面的に支援を行うこと。

また、旧警戒区域の漁場におけるガレキの撤去は、国が主体となって行うこと。

2 正確で分かりやすい情報の提供と測定体制の整備

- (1) 今回の原発事故により飛散した放射性物質は、立地県はもとより隣県を始め広範囲に拡散し、その影響は、飲料水、農林水産物等、住民の暮らし全体にまで及んでいることから、国の責任において大気中、飲料水、農林水産物、土壌等の放射線モニタリング体制を更に充実し継続的な測定を行い、その測定結果及び科学的な知見に基づく評価結果を国民に速やかに提供すること。

- (2) 海洋モニタリングを強化し、その測定結果を踏まえ、国の責任において海洋生物や人体への影響の有無を評価し定期的に公表するとともに、測定結果等について丁寧に情報提供し、風評対策に万全を期することはもちろんのこと、汚染水が海洋に流出することがないよう、万全の対策を講ずること。
- (3) 放射性物質に係る健康や生活に対する影響を踏まえ、科学的根拠に基づいた正確な情報を国民に分かりやすく広報するとともに、原子力災害や放射能汚染、健康被害に関する全ての情報を速やかに公開すること。
- (4) 地方公共団体等が行う放射性物質検査等に係る全ての費用については、既に対応した経費も含め、国の責任において全額国庫負担とすること。

3 住民の健康対策

国として長期間にわたり福島県民及び放射性物質の汚染が認められる隣接県民を始めとした国民の健康を管理する体制を構築し、中・長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずること。

4 放射性物質の除去対策

- (1) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（通称「放射性物質汚染対処特別措置法」、以下「特措法」という。）に基づき、国の主体的責任の下、追加的除染への対応を含め、必要な除染を確実に実施するとともに、帰還困難区域については県民の意見を反映した除染実施方針を早期に決定し、除染の推進に責任を持って取り組むこと。

また、除染対策基金の積み増しなど除染に必要な経費を確実に措置すること。

- (2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分については、特措法の基本方針に基づき、国の責任において、最終処分方法を一刻も早く確立するとともに、処分先及び処分費用の確保を図ること。
- (3) 農地や森林等の除染に係る技術を確立するとともに、消費者や実需者から選択される安全な農林水産物の生産に不安なく取り組めるよう抜本的・総合的な対策を策定し、国の責任において確実に実施すること。

また、水産業の再開に向けて、放射性物質による海洋や湖沼汚染の状況、そのメカニズムを解明するとともに、低減対策を講ずること。

- (4) 放射性物質に汚染された牧草、稲わら、堆肥や汚泥・建設副産物などの廃棄物等のうち、特措法の指定廃棄物（8,000ベクレル/kg 超え）となったものは、特措法の基本方針に基づき、国の責任において、確実に管理・処分を行い処分施設を確保すること。

また、その汚染濃度にかかわらず、放射性物質に汚染された廃棄物等は、特措法の基本方針に基づき、国の責任において、管理・処分に要する費用を負担し、国が責任を持って迅速、かつ適切な処理を進めること。

さらに、放射性物質に汚染された焼却灰や汚泥等については、放射性物質濃度を低減させ再利用を可能にするための実効性のある技術開発や指定廃棄物を出さない処理方法を早急に開発普及させ、既存処理施設での処理促進のための財政支援を講ずること。

- (5) 森林の除染や放射性物質対策における森林・林業の再生に向けた総合的な取組について、地域の実情を踏まえ、実効性のあるきめ細かな対策を講ずるとともに、中長期的な財源を確保すること。
- (6) 河川全体の放射性物質対策に関する方針を速やかに決定すると

もに必要な措置を講ずること。

- (7) 福島再生加速化交付金によるため池等の放射性物質対策は、対策を行う市町村が必要とする支援を行うこと。

5 風評の払拭等

- (1) 風評の払拭のためには放射線に対する正しい知識の習得が不可欠であることから、国民が放射線と健康・食に関する正しい知識を身につけることができるよう、積極的な広報・教育活動を行うこと。

また、風評の払拭及び風化の防止を図るため、復興状況などの情報を伝え続けていく必要があることから、各地方公共団体や関係団体が実施する情報発信等の取組に対する財政支援を継続・拡充すること。

- (2) 日本の主食である米を始め果物・野菜・林産物・水産物などの農林水産物に対する放射性物質の影響が懸念されていることから、農林水産物の安全性に関する正確な情報提供やPR活動を継続、拡充して行うとともに、各地方公共団体、関係団体等が実施する農林水産物の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などの風評被害対策事業に対する支援を充実すること。

- (3) 国内外からの観光客を増やし、被災地における交流人口の拡大を図るため、被災地に関する正確な情報の発信、国内外の大規模な観光キャンペーンの継続的な実施、外国人旅行者増加のためのビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など総合的な観光促進策を講ずることにより風評の早期払拭に努めること。

- (4) 農林水産物等の信頼回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出の回復、拡大に向け、中国、台湾、韓国など諸外国の過剰な輸入規制等の撤廃や正確な情報発信などの風評払拭に向けた取組を強化すること。

- (5) 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物、工業製品、加工食品、水道水等の放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費、賠償請求のための事務費を含めて全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とするなど、国の責任において検査支援体制を確保すること。
- (6) 国から出荷制限要請の指示が出されている野生の山菜、きのこの出荷制限解除要件については、関係地方公共団体による検査データを活用するとともに、検体数の確保が困難な地域においては、生態に即して柔軟に対応すること。
また、野生鳥獣の肉の出荷制限解除要件についても、地域の状況に即して柔軟に対応すること。
- (7) 工業製品個々における規制基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行い、産業活動の正常化のため業界団体への指導を強化するなど、風評を払拭する取組を強化すること。

6 原子力災害に伴う損害賠償等

- (1) 原子力災害に関する損害について、完全な賠償が果たされるよう東京電力に対し強く指導するとともに、被害者に対して責任を持って迅速かつ十分な支援を行うこと。
また、都道府県や市町村が対応した経費についても、全額を国において財政措置すること。
- (2) 長期的な視点に立って風評被害や営業損害などについても幅広く捉え、全ての損害について十分な賠償期間を確保すること。
- (3) 東京電力に対し、原子力災害の原因者として誠実かつ柔軟に対応するよう指導するとともに、適切かつ確実な賠償が速やかに行われるよう、国が責任を持って財源の確保に努め、生活再建の施策を最後まで確実に講ずること。

- (4) 東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象産品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が行われるよう東京電力を指導すること。

7 原子力発電所立地地域の復興

- (1) 今回の事故により避難を余儀なくされている住民の多様な要請に応え、生活の質の向上を図るとともに、一日も早く故郷に戻り、元の生活を取り戻せるよう、避難住民に対する支援措置について、国の責任において確実に実施すること。
- (2) 原発事故の被災地域又は周辺地域の事業者が事業を継続し、雇用を確保できるよう、強力な支援措置を講ずること。
- (3) JR常磐線の避難指示区域内での復旧については、地元地方公共団体や東日本旅客鉄道株式会社と連携を図り、適切な指導、技術的支援及び財政的支援を通じ、平成31年度中に全線開通させること。
- (4) 地域コミュニティの再生が大きな課題となっていることから、避難自治体に対して、地域再生に向けた財政的支援を含めた長期的な支援を行うこと。

また、原子力災害対策に要する行政経費を全額国庫負担とし、被災者支援等復旧・復興のために柔軟に活用できる交付金を創設すること。

8 原子力施設の安全対策

- (1) 今回の原発事故について、事業者及びオフサイトセンターを含む国の初期対応を始め、事故拡大に至った原因や、地域住民や国民に対する情報提供の在り方等を徹底的に検証し、事故についての責任

の所在を明らかにすること。

- (2) 新たな規制基準については、原子力規制委員会において国民に対する説明責任を果たし、この基準に基づき原子力発電所ごとに厳正な審査を実施すること。

また、新たな規制基準の今後の見直しに当たっては、現在も続く福島第一原子力発電所事故に係る検証はもとより、様々な関係機関や専門家、事業者の意見を聞きながら、幅広い議論を行い、常に最新知見を反映し、科学的根拠に基づく真に実効性のある規制を確立するとともに、国民に対し十分な説明を行うこと。

以上、決議する。

平成28年7月27日

全国都道府県議会議長会

地方議会議員の被用者年金制度加入の実現 を求める決議

地方議会議員の被用者年金制度加入の実現 を求める決議

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙では、道府県議会議員選挙の平均投票率が過去最低となったほか、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が大きな問題となった。

こうした中、選挙権年齢の引下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、サラリーマンの議員立候補、議員のサラリーマンへの復帰が行われやすいように、議員の年金制度を時代に相応しいものとするのが、人材の確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、被用者年金制度に加入して基礎年金に上乘せの報酬比例部分のある年金制度とするなど、地方議会議員の年金制度に関する法整備を早急に実現すること。

以上、決議する。

平成28年7月27日

全国都道府県議会議長会

平成29年度政府予算編成
並びに施策に関する提言

地方自治委員会

1 地方創生、地方分権改革の推進について

国は「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」を閣議決定し、地方創生の本格展開に向けて、施策の一層の推進を図っていくこととしており、地方は「地方版総合戦略」の策定を終え、地方創生は総合戦略等の策定から事業推進の段階へと移行してきている。

地方創生を実現するためには、今後、具体的な取組を国と地方が連携協力して進めていかなければならない。

また、経済活性化・雇用対策、人口減少対策などの施策を十分に進めるためには、地方創生の取組の支障となる法令や制度等を柔軟に見直し、権限移譲や規制緩和に取り組む必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 地方創生の推進

【国自らの施策展開】

- ① 人口減少の克服と地方創生の実現のため、全ての地方が自主性・主体性を発揮できるよう、社会基盤整備や少子化対策などを行うとともに、我が国の抱える構造的な問題の解決のため、長期的視点に立って真正面から取り組むこと。

また、企業本社機能、大学・研究施設等の地方移転の大きな流れを生み出すため、政府関係機関の地方への移転を確実に実行するとともに、地方における安定した雇用を創出できるよう、企業の移転を一層促進すること。

【地方創生の基盤となる財源の確保】

- ② 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を含め、一般財源総額を確保すること。

また、「地方創生推進交付金」については、より自由度の高い制度へ改善するとともに、十分な予算措置を継続し、確実な事業実施が可能となる仕組みとすること。

(2) 地方分権改革の推進

【地方の意見の反映と情報提供】

- ① 国の政策の実施に当たっては、地方に対して事前に情報提供を行うとともに、地方の意見を反映させること。

特に、地方行財政や地方公共団体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、「国と地方の協議の場」において十分協議を行うこと。

なお、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を政策の制度設計等に的確に反映することができるよう、十分な時間的余裕を持って提案を行うとともに、分科会の積極的な活用を図ること。

【国から地方への事務・権限の移譲等】

- ② 地方分権改革に関する「提案募集方式」など、地方からの提案の実現に向け、積極的に検討、採用を行い、更なる事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うこと。

また、事務・権限の移譲等に当たっては、地方の意見を十分に反映し、財源措置、スケジュールの提示、研修の実施、マニュアルの

整備等について具体的な検討と調整を確実に進めること。

(3) 地方議会の機能強化等

【議会機能の充実強化】

- ① 地方分権改革の推進により、地方議会の果たす役割はますます増大することから、更なる地方議会の自主性・自立性確保と権限強化を図るための制度改正を行うこと。

【地方議会議員の年金制度の実現】

- ② 国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、被用者年金制度に加入して基礎年金に上乘せの報酬比例部分のある年金制度とするなど、地方議会議員の年金制度に関する法整備を早急に実現すること。

2 地方税財源の充実強化について

地方公共団体が、地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、人口減少、少子高齢化への対応、地域経済の活性化、防災・減災対策などに取り組むためには、安定的な財源確保が不可欠である。

しかしながら、地方財政は、行財政改革の徹底した取組を推し進めているものの、依然として大幅な財源不足と累積した多額の借入金残高を抱えており、極めて厳しい状況にある。

今後とも地方が様々な課題に対して、地域の自主性・主体性を最大限発揮して取り組むためには、地方税財源の充実強化を図る必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 地方税源の充実強化

- ① 地方が担っている役割と責任に見合うよう、国と地方の税源配分の見直しを行い、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- ② 「社会保障・税一体改革」は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものであるため、社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。
また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、減収分の全てが確保されない場合、地方公共団体の社会保障財源に影響を与えることとなることから、地方財政に影響を与えることのないよう、代替税財源等により、確実に措置すること。
- ③ ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、ゴルフ場から排出されるごみ処理、地すべり対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- ④ 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

(2) 地方交付税総額の確保等

- ① 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能

の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。

また、地方財政計画の策定に当たっては、人口減少、少子高齢化に伴う社会保障経費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

② いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安全・安心が確保されることを前提とした合理的なものとする。

③ 地方が中期的な視点に立った安定的な財政運営を行うことができるよう、地方財政計画の決定過程の一層の透明化を図ること。

また、国が後年度の財源措置を約束した、景気対策や政策減税、財政対策等のための地方債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

さらに、既往の臨時財政対策債の元利償還分については、確実に別枠で措置すること。

(3) 国直轄事業負担金の廃止

直轄事業は国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業については地方に権限と財源を一体的

に移譲することを明確にした上で、直轄事業負担金制度を廃止すること。

なお、事業の縮減に当たっては、社会資本整備が遅れている地域に配慮すること。

3 災害対策の充実強化について

我が国は、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、津波、台風、洪水、地すべりなどによる災害が全国のあらゆる地域で発生しやすい国土となっており、先の東日本大震災や熊本地震では、多くの尊い人命が失われることとなった。

また、南海トラフ地震や首都直下地震などによる甚大な被害の発生が懸念されているところである。

このため、災害の発生を未然に防止する対策の充実、災害に強いまちづくり、災害発生時の被災者支援や早期復旧、復興対策を推進する必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 平成28年度から5年間の「復興・創生期間」における東日本大震災からの復旧・復興を円滑に進めるために必要な財源や人材を十分に確保するとともに、被災地方公共団体が復旧・復興事業を計画的に実施できるよう、事務手続簡素化措置の継続などを引き続き行うこと。
- (2) 地方が地震・津波に対する防災・減災対策を着実に推進することができるよう、地震防災上緊急に実施すべき施設整備、津波避難施設の整備などに対する積極的な財政支援措置を講ずること。

また、緊急防災・減災事業債については、平成29年度以降も継

続するとともに、拡充・恒久化を図ること。

- (3) 地方が行う防災知識の普及・啓発、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化に向けた様々な取組に対し、十分な財政措置を講ずること。
- (4) 大規模地震に備えて防災拠点施設や避難所における「自立型ライフライン機能」の確立に向けた対策を推進すること。
- (5) 大規模災害における医療提供体制の確立のため、医療機関の耐震化や津波対策のための移転を加速させるとともに、DMAT(災害派遣医療チーム)における継続的な人材確保、医療機関への資機材整備の支援、医療従事者の研修制度の創設などを図ること。
- (6) 防災無線普及支援措置の拡充を図るとともに、携帯電話や通信衛星等を活用した多重の情報通信手段を確保すること。
なお、医療機関の通信については、特段の配慮を行うこと。
- (7) 自然災害に関する調査・研究を推進するとともに、全国的な観測、予知、予報及び伝達に係る体制を一層強化すること。
- (8) 大規模災害発生時に、被災地域以外の都道府県からの広域的な支援を受け入れるための総合的な調整を行う体制や避難生活から生じる医薬品及び衛生材料のニーズに対応できる広域的な医薬品等の確保・供給体制の構築など広域的支援体制を確立すること。
- (9) 「被災者生活再建支援法」については、対象世帯、被害区分の要件、基準の緩和等制度の拡充を図るとともに、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国が全額補償するなど所要の措置を講ずること。
- (10) 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の

2割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。

- (11) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・情報提供体制の整備、避難・応急体制の整備等の対策を講ずること。

4 犯罪被害者等支援の充実について

犯罪被害者やその家族・遺族は、突然、犯罪に巻き込まれ、それまでの平穏な生活が一瞬にして破壊され、様々な困難に直面することとなる。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるようになるためには、国、地方公共団体等による支援が必要不可欠である。

よって、犯罪被害者等給付制度の一層の充実を図る等所要の措置を講ぜられたい。

5 基地対策等について

我が国では、米軍基地に起因する種々の問題が発生し、住民生活はもとより経済活動の制約となり、地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

また、我が国には、数多くの不発弾等が埋没・放置されており、住民に不安と恐怖を抱かせることとなっている。

よって、住民福祉の向上と地域の負担軽減を図るため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 基地周辺の住民生活の安全確保のため、関係地方公共団体の意見を尊重し、万全の措置を講ずること。

また、国民の生命・財産と人権を守る立場から、米軍人・軍属

等の綱紀肅正などを図るとともに、日米地位協定を抜本的に見直すこと。

(2) 戦闘機F22ラプターの暫定配備が常駐化につながらないように、適切な対応を図ること。また、垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの飛行訓練の実施等、その運用に当たっては、関係地方公共団体の意向に配慮するとともに、同機の騒音規制や低空飛行訓練等に関する具体的な措置を定めた日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。

(3) 米軍施設・区域の整理・縮小を図るとともに、海兵隊を含む米軍兵力の削減を推進すること。

とりわけ、米軍普天間飛行場問題を早期に解決すること。

(4) 基地交付金等の所要額を確保すること。

(5) 不発弾等を速やかに発見・処理するとともに、爆発事故による人身及び物件に対する損傷及び被害に対しては、新たな補償制度の創設など国の責任において対応すること。

6 北方領土の早期返還について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還実現は、国民の長年の悲願である。

しかしながら、戦後70年を経た今もなお、領土問題の解決に向けた具体的な進展は見られていない。

よって、従来にも増して国際世論の喚起に一層努めながら、実効性ある返還運動を展開するとともに、北方領土問題解決のための交渉をより精力的に進め、一日も早く北方領土の返還を実現されたい。

7 竹島の領土権の確立について

竹島については、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であるにもかかわらず、これまで60年以上にわたって韓国が不法に占拠し続けている。

特に最近、ヘリポートの大規模改修工事や島民宿舎の建設、竹島周辺での海洋科学基地や防波堤建設を計画するなど、竹島の実力支配を一層強めているところである。

そうした中、平成24年8月には、韓国大統領が竹島へ上陸し、その後、韓国国会議員等の上陸も相次いで強行された。こうした韓国の動きは、断じて容認できるものではない。

よって、国際司法裁判所への単独提訴を含め、竹島の領土権の確立に向けた強力な外交交渉を行うとともに、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開されたい。

8 日本人拉致問題の早期解決について

日本人拉致問題については、北朝鮮が拉致被害者等の再調査を行い、平成26年秋までに最初の報告をすることで合意していたにもかかわらず、現在においても具体的進展が見られていない。

また、北朝鮮は、これまでに何度も核実験やミサイル発射を強行しており、その挑発的な行動は断じて容認できない。

よって、日本人拉致問題の早期解決に向けて、北朝鮮に対して、早急に全ての調査結果を報告することを強く求めるとともに、今後、更なるミサイル発射が行われた場合には、毅然とした態度で臨むこと。

社会文教委員会

1 少子化対策の推進について

少子化の進行は、地域活力の低下や社会保障制度への影響等、経済や社会の広範の分野にわたり深刻な影響を与え、我が国の将来にとって極めて憂慮すべき問題となっている。

このため、政府は「希望出生率1.8」を目標に掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等に基づき、子育ての環境整備、保育士の処遇改善、ひとり親家庭への支援等を行うこととしているが、目標を達成するためには、国・地方が総力を挙げて取り組まなければならない。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 地方が自らの創意工夫により、地域の実情に応じた総合的な少子化対策を継続的に実施することができるよう、地方の取組に対する安定的な財政措置を講ずること。
- (2) 「子ども・子育て支援新制度」に基づき、保育や子育て支援等の「量的拡充」及び「質の改善」が着実に実施されるよう、必要とされる財源を確実に確保すること。
- (3) 全ての子供の安全・安心な居場所を確保するため、「放課後子ども総合プラン」を着実に実施すること。
- (4) 待機児童解消に向けて保育士の確保・定着を図るため、更なる処遇改善、配置の改善等を進めること。

また、夜間保育、病児・障害児のための保育など、多様な保育の提供に取り組むこと。

- (5) 中小企業における従業員の仕事と家庭の両立が図られるよう、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策

定に対する支援や企業主導型保育事業に係る助成の拡充など、両立支援の取組に対する財政措置を充実すること。

- (6) 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用の拡大や助成限度額の引上げなど、更なる支援措置を講ずること。
- (7) 子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに廃止し、国の責任において子供の医療費助成制度を創設すること。
- (8) 貧困の世代間連鎖の解消に向けて、ひとり親家庭の就労形態の非正規雇用から正社員への転換促進、児童養護施設の子供達の自立支援など、厳しい環境に置かれた子供達への支援策を強化すること。

2 介護人材の確保について

介護サービスを担う人材については、給与が低い水準にとどまっていることなどから、離職率が高く、介護に携わる職員の確保が困難となっている。

このため、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、介護人材の処遇改善を行うこととしているが、今後ますます介護サービスの需要拡大が見込まれる中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、更なる処遇改善等による介護人材の安定的確保と資質の向上が不可欠となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 介護報酬の介護職員処遇改善加算について更なる拡充を図るとともに、賃金向上が特定の職員や一部の事業所に偏らず、介護に

従事する全ての職員に反映される制度とし、確実に賃金改善につながる措置を講ずること。また、これにより保険料の引上げや地方の負担増とならないよう配慮すること。

- (2) 介護職員の安定的な確保と資質向上を図るため、引き続き就労環境の改善に向けた取組を着実に推進すること。

3 医療提供体制の整備について

我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、国民の医療に対するニーズの多様化など、著しく変化しており、これに対応した良質で国民が安心して暮らせる医療の確保を図ることが強く求められている。

特に、医師不足を解消するとともに、地域別・診療科別医師の偏在を解消し、救急医療や周産期医療を確保するなど、地域における医療提供体制を整備することは喫緊の課題となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 医師の絶対数の不足を解消するため、大学医学部入学定員の増員措置の恒久化を図るなど、医師不足問題の解消に向けた抜本的対策を講ずること。
- (2) 地域別、診療科別の医師の偏在を解消するため、医師が不足する地域や診療科での勤務を誘導する仕組みを早急に構築するとともに、産科・小児科等特定診療科の診療報酬の適切な見直しによる処遇の改善や、就労環境の改善等についても引き続き推進すること。

また、臨床研修医の地域への適正配置、充実した臨床研修体制の整備を促進すること。

(3) 医師不足の深刻な地域の中小規模病院において、総合診療医を育成・定着する仕組みを構築すること。

また、新たな専門医制度の導入に当たっては、更なる地域偏在、診療科偏在を招くことがないように十分に配慮すること。

(4) 地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、病床機能分化・連携を図るため、十分な財政措置を講ずるとともに、不断の見直しを行い、真に実効性のあるものとする。

(5) ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

(6) 医療機関等における消費税負担の問題について、負担の状況を把握し、抜本的解決に向けて必要な措置を講ずること。

4 障害者施策の推進について

障害者施策については、平成26年4月に障害者自立支援法の改正法が全て施行され、本年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたところであるが、引き続き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援していくための施策の拡充が必要である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 「地域生活支援事業」については、障害者の自立した地域生活を支援するために必要不可欠な事業が確実に実施できるよう、十分な財政措置を講ずること。

また、青年・成人の障害者が、日中活動や就労の後に様々な人々と交流し集団活動を行う事業を、「地域生活支援事業」として明確

に位置付けること。

(2) 障害者福祉施設等の整備促進を図るため、各都道府県における整備計画に対応できる十分な財政措置を講ずること。

(3) 障害福祉サービス等提供事業者の報酬及び配置基準については、実態をよく把握した上で、必要に応じて所要の改善を図ること。

5 生活困窮者対策の推進について

生活困窮者対策については、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的に平成27年4月、「生活困窮者自立支援法」が施行されたところであるが、生活困窮者の自立促進に向けて各種支援事業を積極的に推進する必要がある。

よって、「生活困窮者自立支援法」に基づく任意事業を着実に実施することができるよう、財政措置の拡充を図るとともに、生活困窮者に対する支援を行う人材の育成等を積極的に推進されたい。

6 児童虐待防止対策の推進について

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも多々発生している。

こうした現状に鑑み、本年5月、児童福祉法等が改正され、児童相談所の体制強化等が進められているところである。

しかしながら、児童虐待により幼い命が奪われる事件は現在も発生し

ており、早急な対策強化を図る必要がある。

よって、児童相談所の体制強化など地方公共団体による児童虐待防止の取組に対する支援策を講ぜられたい。

7 高齢者向け身元保証事業における不正防止等について

一人暮らしの高齢者の増加は顕著であるが、一部の病院や介護施設等においては、身元保証人等が得られそうにない場合、入院・入所を認めないとされており、家族や親類に頼ることが困難な高齢者は、身元保証、財産管理等を行う民間事業者のサービスを利用している実態がある。

このような身元保証等のサービスには、不正やトラブルを防止する制度がないため、不正防止等の取組が求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 高齢者に対して身元保証、財産管理等のサービスを提供する民間事業者の不正を防止し、適正な事業の実施を担保するため、実態把握を徹底し、ガイドラインを示すなど、制度整備を進めること。
- (2) 高齢者が身元保証等の問題で必要な医療及び介護サービスの享受を阻害されることのないよう、必要な検討や対策を早急に進めること。

8 教育体制の充実について

少子化が進行している我が国においては、これからの社会の発展を担っていく子供達一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、きめ細かな

教育を提供していくことが不可欠である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 公立小中学校等における、少人数教育や、いじめ・不登校などの様々な教育課題に対応するため、教職員並びに教育支援を行う多様な専門スタッフを確保できるよう、各種加配を拡充すること。

また、中長期にわたり教職員が計画的に配置されるよう、教職員定数改善計画を早期に策定すること。

- (2) 国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金などの財政的な支援を拡充し、地域に貢献している大学に対する充実した支援を行うこと。

- (3) 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において創設に向けて検討を進めるとされた給付型奨学金については、速やかに検討を行い、早期に創設すること。

また、高校生を対象とした給付型の奨学金制度を拡充すること。

- (4) 無利子奨学金を拡充し、延滞金の賦課率については更に引き下げること。

また、返還猶予、返還免除、減額返済などの救済制度の周知と拡充を図り、これらの制度を柔軟に適用すること。

- (5) 子供の貧困対策の充実・強化の観点から、学力面で課題を抱える子供達が必要な学力を確実に身につけられるよう、支援を充実すること。

9 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」及び「ラグビーワールドカップ2019」開催に向けた取組について

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」及び「ラグビーワールドカップ2019」の開催は、国民に感動や勇気、活力を与えるだけでなく、世界各国から訪れる多数の外国人に各地の魅力をPRし、東日本大震災から立ち直った日本の姿と世界から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを示す絶好の機会である。とりわけ開催に伴う経済波及効果は、社会や経済を活性化する大きな契機となることから、国全体の発展につながる関連事業等を実施することが望まれる。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 国と地方公共団体の協力関係を深め、国全体として総合力を発揮し関連事業に取り組むことができるよう、環境整備を図ること。
- (2) 選手団の事前合宿等、キャンプ地を誘致する各地域の活動について積極的な支援を図ること。
- (3) 海外からの誘客促進のため、食・観光・自然・伝統文化などの豊富な資源について情報発信を行い、日本の魅力をアピールすること。また、競技場建設や選手村において地方が誇る技術、製品等を積極的に活用すること。

10 国際リニアコライダーの実現について

国際リニアコライダー（ILC）は、素粒子や宇宙の研究に飛躍的発展をもたらすだけでなく、超伝導技術を始めとする多くの先端技術の開

発と実用化を促進し、更に多くの外国人研究者が参画する国際学術研究都市の形成にもつながる国際プロジェクトである。

I L Cが実現した場合、宇宙誕生や質量の起源など、人類存在の核心に迫る謎の究明が進み、日本が世界に、そして人類に対して大きく貢献するとともに、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展、さらには日本再興に大きく寄与するものとなる。

I L Cは未来を担う世代に引き継ぐ大きな財産として、その実現に向けて産学官民が一体となった体制を構築し、I L Cの受入れ態勢の構築に万全を期するとともに、I L Cの実現について国民的理解を得るための取組等を強力に行っていかなければならない。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) I L Cの国内誘致の是非の政府判断までのプロセスと条件について具体的に明示し、国内誘致の方針を早期に決定すること。
- (2) 資金の分担や研究参加に関する国際調整を速やかに進めること。

11 世界遺産の登録に向けた取組の推進について

世界遺産は、人類全体のための遺産として損傷、破壊等の脅威から国際的に保護、保存していくとされた普遍的価値を有するものであり、世界遺産の登録は地域の文化や自然の国内外への認知度を高め、観光、地域への経済波及効果も期待される。

我が国においては、固有の文化や自然を体現する普遍的な価値を有し、世界遺産として登録されるにふさわしい資源が多数存在する。

よって、世界遺産登録に向けた取組を積極的に推進されたい。

經濟産業委員会

1 地域経済の再生について

我が国の景気は、総じて緩やかな回復基調が続いているが、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ、雇用環境の更なる改善等に確実につなげ、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現していくことが、何より重要である。

国は、戦後最大の名目GDP600兆円を2020年頃に達成することを目標とし、これまでの三本の矢を束ねて一層強化した新たな第一の矢である「希望を生み出す強い経済」を推進して、デフレ脱却・経済再生を実現するとしている。

しかしながら、地方においては、中小企業等の経営は依然として厳しい状況が続いており、個人消費の回復が停滞するなど、景気回復を実感するまでには至っていない。

よって、地域の実情を十分に踏まえ、地方への産業再配置の促進や地域の新事業創出に向けた総合的支援策の充実強化など地域経済の再生と更なる発展に資する施策を講ぜられたい。

2 中小企業の事業承継に係る税制の抜本的な見直しについて

中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要である。

しかしながら、現在の事業承継に係る税制は、中小企業が存続していく上で必要な事業用資産であっても、経営者の個人名義となっているため、相続税・贈与税が課されており、信用力や資金力に乏しい中小企業

の事業承継にとって大きな障害となっている。

平成28年度税制改正大綱では、個人事業者の事業承継等に係る税制上の措置について、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討することとされているが、中小企業の活力を生かし、その躍進を図るためには、事業の継続に支障がないような税制措置が必要である。

よって、中小企業の存続を図るため、事業承継に係る税制の抜本的な見直しを行うこと。

3 エネルギー政策の確立について

エネルギーは、国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、持続的かつ安定的に供給が確保されなければならない。

しかしながら、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故により、原子力の安全性について国民の信頼が大きく損なわれ、また、電力・石油・ガスといったエネルギーの供給にも混乱が生じ、我が国のエネルギーシステムが抱える脆弱性が明らかになった。

このため、原子力発電に対する国民の不安・不信の払拭、国民生活や経済・産業活動が安定的に営まれる環境を実現するエネルギー需給構造を確立することが求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 国民生活・産業経済を維持するためのエネルギー安定供給、地球温暖化防止のための低炭素社会の実現などの観点から、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に向け、送配電網の強化などの具体的方策を講ずるとともに、原子力政策については、これまで

の経緯や地域の実情等を踏まえつつ、原子力発電・核燃料サイクルの位置付けを含めた今後の具体的方針を示すこと。

なお、現在、国が進めている電力システム改革については、地域の実情を踏まえ、どの地域にあっても、改革のメリットが等しく享受できるようにすること。

(2) 中小企業が徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入を實踐できるよう、省エネ設備や自家発電設備の導入などに関する支援の充実を図ること。

(3) 省エネ家電のより一層の普及支援等省エネ対策の強化を図ること。

また、非常用電源の確保の観点から、家庭用蓄電池やガスコージェネレーションシステム導入者に対する国の助成策を大幅に拡充すること。

(4) 原子力発電所の新規制基準への適合性審査については、厳格な審査を行うことはもとより、その結果について、関係地方公共団体の理解促進に努めること。

また、原子力発電所の安全性に関する国内外の最新の知見を絶えず収集・分析し、適切に基準に反映させるなど、原子力規制の充実強化に取り組むこと。

さらに、原子力安全規制の取組状況や安全性の確認結果について、広く国民への説明責任を果たすとともに、原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。

(5) 安全性が確認された原子力発電所の再稼働については、国としてエネルギー政策上の必要性を明確に示し、地元の意向を尊重しながら責任を持って判断し、その結果について国民に丁寧かつ十

分な説明を行い、理解を得ること。

- (6) 原子力災害対策指針については、最新の知見や関係地方公共団体等の意見を踏まえ、必要な項目を早急に整備するとともに、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。

また、地方公共団体が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対して、引き続き必要な調整・支援・協力を行うこと。

国土交通委員会

1 防災・減災対策の充実強化について

我が国の国土条件は、地震、津波、台風、洪水、地すべりなど、自然災害に対し脆弱で、毎年、多発する災害により、大きな被害が生じており、先の東日本大震災及び熊本地震では、多くの尊い人命が失われることとなった。

また、各地で火山活動が活発化しており、南海トラフ地震や首都直下地震などによる甚大な被害の発生も懸念されている。

このため、大規模災害に備えた強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進め、住民の安全と安心を確保することが急務である。

よって、防災・減災対策の充実強化のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 大規模災害に備えた国土強靱化の実現を図るために必要な予算を十分確保すること。

また、「国土強靱化地域計画」に位置付けた地方の取組に対して、予算を重点配分するとともに、包括的な支援を可能とする新たな財政支援制度を創設すること。

- (2) 港湾、海岸、河川、空港、道路などの基幹的施設が、災害によって壊滅的な被害を受けることで、資材等の輸送を困難にし、被災地域の早期支援や応急的な復旧作業の妨げとなることから、全国的な基幹施設の防災機能強化に向けた整備を推進すること。

また、ハード面の整備と併せたハザードマップの作成などへの安定的な財源を確保すること。

- (3) 局地的な豪雨の発生等により、住民の身体・生命等に多大な影響を及ぼす大規模災害が全国各地で多発していることを踏まえ、災害の防止・予防を目的とした治水事業や危険箇所の実態に応じ

た泥流対策、土石流対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策の充実強化を図ること。

(4) 震災に強いまちづくりのため、庁舎、学校、社会福祉施設、住宅、水道施設及びため池などの耐震診断・耐震改修に係る費用に対して必要な財政支援の強化を図ること。

(5) 高齢者・障害者等の要配慮者及び避難に時間を要する子供が入・通所する社会福祉施設等の周辺地域において、津波に強い避難施設の整備が促進されるよう、必要な施策を講ずること。

また、被災した要配慮者の受入先確保のため、福祉避難所の指定を促進すること。

2 社会資本の老朽化対策の充実強化について

我が国においては、高度経済成長期に集中的に整備された道路や橋梁などの社会資本が、建設後30年から50年の期間が経過しつつあり、今後急速に老朽化が進行することが懸念されている。

これら社会資本が機能不全に陥れば、住民の生活に影響を及ぼすことはもとより、重大な事故を引き起こすおそれがある。また、巨大地震の発生が懸念される中、安全・安心な国土・地域の構築に向けた国土強靱化の観点からも、社会資本の老朽化対策は重要な課題となっている。

地方公共団体においては、長寿命化計画を策定するなど、社会資本の計画的な維持管理に努めているところであるが、厳しい財政状況の下、対策の強化が進まない状況にある。

よって、安全で安心な社会基盤を再構築するため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 効率的、効果的な維持管理や更新が計画的に進むよう、安定的な財政支援を講ずるとともに、技術的支援を充実すること。
- (2) 維持管理等の事業の担い手となる人材を確保するため、技能者の処遇改善や教育訓練の充実等の環境整備を推進すること。

3 道路の整備促進について

道路は、防災、救急医療、通勤、通学など住民が安全で安心な生活を営んでいくために必要不可欠な生命線であり、さらには、地域振興や地域経済の活性化のために、優先的に整備すべき社会資本である。

しかしながら、地方の道路整備は、いまだ立ち遅れている状況にあり、大規模災害に備えた国土強靱化の観点からも、引き続き道路整備財源の充実を図るとともに、道路網の整備を重点的かつ計画的に推進する必要がある。

よって、道路の整備促進のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 極めて厳しい地方財政の状況及び地方の道路整備の必要性等に鑑み、地方において必要な道路整備を確実にできるよう、道路整備財源を十分確保すること。

また、道路事業については、災害時の代替機能の確保、救急医療への対応、観光客の増加など、整備による多様な効果を総合的に評価し、事業の必要性を適切に判断する仕組みを早急に具体化すること。

- (2) 高速自動車国道の整備については、ミッシングリンクを解消し、早急に全国的なネットワークを形成するため、国の責務として重点的かつ計画的に推進すること。

特に、整備計画区間の早期完成を図るとともに、基本計画区間及び予定路線区間についても、早急に整備計画等を策定し、事業を推進すること。なお、整備に当たっては、自然環境、沿道環境に十分な配慮を行うこと。

- (3) 一般国道の自動車専用道路の整備を促進すること。
- (4) 各地域の広域的な連携を強化するため、高規格幹線道路網の整備とともに、これと一体となった幹線道路ネットワークの軸となる地域高規格道路の整備を促進すること。
- (5) 高速道路料金については、「新たな高速道路料金に関する基本方針」に基づき、利用者重視の料金制度への転換が図られたところであるが、地域間格差の是正や大都市圏と地域経済との交流を活性化させる観点から、料金水準見直しによる効果等を検証し、より効果的な料金制度となるよう、今後も引き続き、見直しの検討を進めること。

4 鉄道の整備促進について

新幹線、在来線等を中心とする鉄道は、我が国における基幹的高速交通手段として重要な役割を担っており、その整備充実は、地域の自立的発展と経済の活性化、さらには、災害に強い強靱な国土づくり等を図る上で必要不可欠なものである。

よって、鉄道の整備促進のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 整備新幹線の早期完成に向けて、整備を促進し、十分な財源を確保すること。

また、地方負担軽減のための財源措置を拡充するとともに、未

着工区間の早期着工を図ること。

さらに、徹底した安全運行の確保や停車駅における乗換利便性の向上策など、諸課題の解決を早期に図ること。

- (2) 基本計画路線については、必要な調査を実施するとともに、速やかに整備計画を策定し、早期着工を図ること。
- (3) 整備新幹線の開通に伴い経営分離される並行在来線は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、多数の貨物列車が走行する、国の物流政策、大規模災害時における物資輸送上、極めて重要な役割を果たしていることから、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、初期投資や運営費に対する助成措置、資産の無償譲渡若しくは収益性に基づいた価格設定のルール化を図ること。

また、並行在来線の経営安定維持のために、地方負担の軽減等について、これまでの枠組みの見直し・再検証を速やかに行い、JRからの協力・支援の在り方や並行在来線の赤字解消分も含まれている貸付料など新しい財源措置を含め、新たな仕組みを構築するとともに、乗継割引に対する財政支援制度の創設など支援施策の充実を図ること。

- (4) 在来線の高速化及び複線化等の機能強化や輸送改善を図るとともに、電化等の整備により輸送力の増強に努めること。
- (5) フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の技術開発を推進し、早期実用化を図ること。
- (6) 特定地方交通線や地方鉄道新線を引き受けた第三セクター鉄道等の鉄道防災、車両更新、交通施設バリアフリー化を促進するとともに、経営安定化対策を充実すること。

また、地域の経済社会活動の基盤として重要な役割を果たしている地方鉄道の活性化・再生への取組について、各種支援措置を強化すること。

- (7) 踏切事故防止対策や安全保安設備の充実など、安全な輸送を確保するための施策を更に推進すること。

5 空港、港湾の整備促進について

空港、港湾は、国土の均衡ある発展と産業振興の飛躍的な発展に資する重要な社会資本として、我が国の経済・社会活動を支えている。

さらに、大規模災害に備えた国土強靱化の観点や国際競争力の強化、観光立国の実現を推進するためにも、空港、港湾を効果的、重点的に整備する必要がある。

よって、空港、港湾の整備を促進するため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 既存空港の機能拡充のため、施設整備を促進するなど、空港の整備を着実に推進すること。
- (2) 航空交通の効率的な運航と一層の安全を確保するため、航空管制業務の充実強化を図ること。
- (3) 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体と協議する制度を創設すること。

また、地方路線が公共交通機関として定着していることを踏まえ、その維持・拡充のための措置を講ずること。

- (4) 災害に強い物流ネットワークの構築、急増しているクルーズ船寄港の受入環境整備など、地域の多様な要請に対応した港湾の整

備を促進するとともに、既存の港湾施設や海岸保全施設の老朽化対策の充実を図ること。

- (5) 地域の国際化、経済の国際競争力の強化のため、道路、鉄道と一体的に空港、港湾施設の整備を行うこと。

6 観光振興対策の充実強化について

近年、我が国を訪れる外国人旅行者は増加傾向にあり、今後もこの流れを継続させるには、国・地方が一体となった誘客促進の取組をこれまで以上に推進し、急速に発展するアジア地域に加えて新たな国・地域の観光需要を取り込んでいくことが求められる。

特に、今後は、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」等の開催準備と連動した魅力ある観光地形成への取組を、官民が連携して推進することで、訪日客を地方に誘導し、地域経済の活性化につなげていく必要がある。

よって、訪日客の更なる誘客促進を図り、地域経済の活性化につなげるため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 新たな訪日客層を開拓するとともに、地方における官民連携した誘客の取組への支援を充実すること。
- (2) MICE（国際会議、展示会等）の誘致・開催に対する支援を充実すること。
- (3) 地域の魅力ある観光地形成の取組への支援を充実するとともに、日本版DMO（観光地域づくりの舵取り役）、新観光圏整備への支援を行うこと。
- (4) 更なるビザ要件の緩和を図るとともに、地方空港・港湾におけ

るC I Q体制を整備・拡充すること。

- (5) 無料公衆無線LAN環境の整備や多言語表記等の充実、地域における多様な通訳ガイドの育成支援など、訪日外国人が旅行しやすい環境の整備を迅速に推進すること。

7 特定地域振興対策の推進について

過疎地域、山村、豪雪地帯、半島、離島等の地域は、国土・自然環境の保全、災害や地球温暖化の防止はもとより、都市に対して食料や水・エネルギーを供給するなど、多面的・公益的機能を担う国民共有の財産である。

しかしながら、これらの地域を取り巻く自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、さらに、少子高齢化、人口減少が進行する中で、生活基盤の維持が困難な状況に陥っており、よりきめ細かな対策を引き続き強力で推進する必要がある。

よって、特定地域振興対策の推進のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) ハード・ソフト両面にわたる総合的な特定地域振興対策を強力に推進するとともに、十分な財政措置を講ずること。

なお、国境離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、特別の支援措置を講ずること。

- (2) 高速道路と共存できるよう、内航フェリー航路等公共交通機関の維持が図られるよう適切な支援措置を講ずること。

- (3) 地方バス路線の確保・維持を図るとともに、廃止路線代替バスやスクールバス等の各種バスの一体的運行など、地方の生活交通確保対策を充実すること。

- (4) 離島航路・離島空路の維持・安定化のため、新たな法整備を含めた支援策を拡充すること。
- (5) 道路の除雪・防雪・凍雪害防止など、冬期道路交通対策を着実に推進すること。

農林水産環境委員会

1 食料・農業・農村政策の推進について

我が国の農業・農村は、担い手の不足や高齢化の進行、農産物価格の低迷等により、厳しい状況に直面している。

昨年10月、T P P 協定交渉は大筋合意に達したところであるが、今後、協定の発効により、輸出関連産業の活性化及び消費の拡大が期待される一方で、農林水産業の将来や食の安全・安心に対し深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

また、世界の食料需給が中長期的にひっ迫すると予想される中、我が国の食料自給率は、主要先進国の中で最低の水準にあることから、食料安全保障の確保に向けた施策の推進が一層求められている。

このような中、国は「食料・農業・農村基本法」に掲げられた、食料の安定供給の確保、農業生産活動により生ずる多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興の4つの基本理念の実現に向けた具体的な施策を、地域の実情に十分配慮しながら進めていくことが重要である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

【T P P 協定等】

- (1) T P P 協定の農林水産業に及ぼす影響について、関係者の不安や懸念を払拭するため、合意内容や今後の国内対策について十分に説明すること。

また、総合的なT P P 関連政策大綱に示された施策を確実に実行するため、継続的な予算を確保するとともに、検討の継続項目について早期に具体化すること。

さらに、国内農業・農村の振興などが損なわれることなく、生

産者が将来に希望と意欲を持って経営に取り組むことができるよう、万全の対策を講ずること。

- (2) WTO、EPA等の国際貿易交渉に当たっては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業に影響を及ぼすことのないよう臨むこと。

【災害復旧対策】

- (3) 熊本地震などで被害を受けた農業者等が速やかに経営を再開できるように、災害復旧に必要な支援を行うとともに、農作物被害に対する支援については特段の救済措置を講ずること。

【農業改革】

- (4) 農業改革を進めるに当たっては、中山間等地域の実情はもとより、農業・農村が国土や自然環境の保全、文化の維持・継承、地域社会の維持・発展など多面的な機能を担ってきたことなどにも配慮しつつ、農業・農村振興や食料供給など農業協同組合や農業委員会等が地域で担ってきた役割を踏まえ、今後とも国民生活に十分な機能を果たすよう、必要な支援策を講ずること。

【農地中間管理機構】

- (5) 農地中間管理事業については、人的・財政的支援を充実するとともに、一部地方負担が生じないよう早急に改めること。

また、機構集積協力金交付事業については、地域の実態に応じた予算を十分に確保すること。

【農業農村整備】

- (6) 地域農業を担う多様な経営体が、将来に希望を持って農業経営に取り組むことや持続可能な農業の確立が出来るよう、担い手の育成、農地利用集積の加速化、地域特性に応じた農業生産基盤整備を総合的に推進し、予算の確保に努めること。

なお、その際は、老朽化した農業用水利施設の設備更新、耐震診断及び耐震化といった、災害に強い農村地域の構築に関する施策も併せて推進すること。

また、米、麦、大豆、野菜、果樹など多様な作物の生産性の向上や、施設園芸、畜産などの生産・加工体制の整備のために必要な施設整備関連事業の予算を継続的に十分確保すること。

【経営所得安定対策】

- (7) 「経営所得安定対策」については、将来にわたり安心して農業経営に取り組める制度とするとともに、意欲ある担い手に対する支援を強化すること。なお、農業経営の安定を図るための収入保険制度については、農業生産や経営の状況を踏まえ適切なセーフティネットとなるよう制度設計を行うこと。

また、配合飼料価格の高止まり等で厳しい畜産経営の安定を図るため、各般の畜産物価格・経営安定対策を進めるための財源を確保すること。

【米の需給対策】

- (8) 平成30年産からを目途とした生産数量目標の配分廃止に当たっては、米の需給バランスの均衡及び価格の安定を図るため、有効

な方策や、継続的に生産が可能となる新たな収入確保の仕組みについて更なる検討を行うとともに、その結果を早期に示すこと。

また、ミニマムアクセス米の販売に当たっては、主食用米や加工用米の需給に影響を与えないよう、対策を講ずることとし、米の先物取引の試験上場については、常時監視・監督し、適切に検証するなど、米の需給調整対策との整合性に配慮すること。

さらに、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金について十分な予算を確保すること。特に、飼料用米については、種子の確保対策や交付金による支援の継続に加え、保管・流通施設等の拡充などの支援を強化し、利活用の拡大や自給飼料の増産に向けた取組を加速すること。

【中山間地域対策】

- (9) 中山間地域の振興については、過疎化・高齢化に対応するため、「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」及び「国土形成計画（全国計画）」に沿った施策の拡充強化を図ること。

とりわけ、高付加価値、高収益型農林業への転換を図るため、地域の実情に即した生産・生活基盤の整備事業の実施、農林地の維持管理や地域資源の活用等を行う組織の育成・運営に対する支援等を行うこと。

【輸出対策】

- (10) 農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、諸外国及び国際機関に対して、日本製品の安全・安心に関する正確かつ科学的根拠に基づいた情報の発信・PRなどにより、検疫制度、通関制度の見直

し、輸出可能品目の拡大等について働きかけるなど、輸出促進のための取組を強化すること。その取組状況等についても、関係都道府県に対してしっかりとした説明を行うこと。

また、グローバル化に対応し、国際競争力ある農林水産業の育成のため、輸出拡大に向けた設備整備に対する支援や、「ジャパンブランド」の確立に向けたプロモーション活動などの政策を強化すること。

さらに、安全・安心という日本の食材・加工品等の信頼を守るため、海外における知的財産の侵害への対策を強化すること。

2 食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について

食品の偽装表示や異物混入事件等の発生により、健康・生命に深く関わる「食」の安全・安心に関する国民の関心は、これまで以上に高まっている。

このような中、「食」の安全・安心を確保していくためにも、より一層信頼される制度を構築していく必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 加工食品における原料原産地などの表示方法を見直すなど、消費者及び食品事業者に分かりやすい表示制度を早急に確立すること。
- (2) トレーサビリティシステムの普及・定着を図るため、「食品トレーサビリティ『実践的なマニュアル』」の普及を推進すること。
- (3) B S E（牛海綿状脳症）安全確保対策について、科学的根拠に基づき、国の責任において、全国各地できめ細かくリスクコミュ

ニケーションを行うとともに、様々な媒体を活用し、広く国民の理解浸透を図ること。

また、外国産牛肉の輸入に当たっては、「日本向け牛肉輸出証明プログラム」の遵守など、安全性の確保に万全を期すること。

- (4) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢等の伝染性疾病の発生を防止するため、防疫・検疫体制を強化するとともに、発生によって影響の生じた関連事業者に対し、必要かつ十分な経営支援策を講ずること。
- (5) 家畜衛生、公衆衛生及び産業動物診療等の現場の中核を担う勤務獣医師の職責と業務量が増大する中、その人材確保が全国的な課題となっていることから、現下の公務員獣医師をはじめとする勤務獣医師に求められている高度な専門能力と判断力にふさわしい処遇とするため必要な措置を講ずること。
- (6) 遺伝子組換え作物を原料とする全ての食品については、表示を義務化すること。

また、遺伝子組換え種子を含まない種子の提供体制の確立や輸入の際のこぼれ落ち等による遺伝子組換え作物の自生防止対策を講ずるとともに、一般作物との交雑・混入を防止するため、遺伝子組換え作物の生産・流通段階での隔離を徹底する施策を講ずること。

3 森林・林業・木材産業政策の推進について

森林は、地球温暖化防止、生物多様性の保全、生態系の維持など、近年、その役割の重要性が再認識されるとともに、森林に対する国民のニー

ズも多様化・高度化している。

しかしながら、我が国の林業及び木材産業は、木材価格の長期低迷や山村地域における過疎化・高齢化の進行による林業就業者の減少により、依然として厳しい状況に置かれていることから、林業・木材産業の活性化、公的森林整備体制の確保に向けた取組が極めて重要となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村地域の活性化に向け、地域の林業を担う多様な人材を安定的に確保・育成するとともに、地域資源を活用した林業・木材産業の成長産業化を図ること。
- (2) 間伐や再造林等の実施、路網の整備など森林の整備・保全を着実に推進するため、継続的かつ安定的な森林整備の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みについて早急に検討を進めるなど、森林吸収源対策に対する地方の役割に応じた財源の拡充・強化のための制度を速やかに構築すること。
- (3) 累積債務の増加により経営危機に直面している森林整備法人については、債務圧縮や利子負担軽減のための新たな金融支援制度の創設や、経営支援を行う都道府県に対して財政負担軽減のための地方財政措置を拡充するなど、新たな法的枠組みによる抜本的な対策を講ずること。
- (4) 林業・木材産業の生産性向上等体質強化を図るとともに、森林施業の集約化や路網整備の推進など、地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、「合板・製材生産性強化対策事業」や「次世代林業基盤づくり交付金」の予算を十分確保すること。

また、幅広い分野での木材利用の推進や、更なる木材の有効利

用を可能とするC L T等の新技術の開発・普及促進、木質バイオマス利用の推進などによる国産材需要の拡大を図ること。

- (5) 森林整備地域活動への支援については、地域の実情に即した弾力的な運用等を図るとともに、実施に伴う地方公共団体の負担に対する財政支援を充実すること。
- (6) 台風や集中豪雨による山地災害からの早急な復旧を図るとともに、治山対策の推進を通じた災害に強い森づくりや、津波対策等も踏まえた全国的な海岸防災林の整備の促進、治山・林道施設の長寿命化による「緑の国土強靱化」を推進すること。
- (7) 健全な森林の保全・育成を図るため、松くい虫防除対策やナラ枯れ対策を一層推進すること。

4 水産業振興対策等について

我が国の水産業は、近年の水産資源の減少などによる漁業経営の悪化、漁業就業者の不足・高齢化の進行による地域活力の低下など、極めて厳しい状況に置かれている。

このような中、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を実現するためには、総合的かつ計画的な水産施策の展開が求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。
- (2) 漁業者の経営安定を図るため、漁業共済制度の国庫補助率の引

上げや漁業経営セーフティネット構築事業の更なる要件の緩和など一層の支援措置を講ずること。

また、漁船漁業の省エネルギー化に向けた技術開発と実用化を積極的に推進すること。

(3) 担い手の確保・育成のため、新規漁業就業者の受入体制づくりに支援するとともに、研修中の漁業後継者に対する就業準備金の給付条件の緩和と新規就業後の収入が不安定な期間についても、一定の所得を確保する給付金による新たな支援を行うこと。

(4) 日中・日韓漁業協定に基づく日中暫定措置水域・中間水域及び日韓暫定水域並びに日台漁業取決めの適用水域については、水産資源の保存・管理措置の早期確立を図ること。

また、我が国排他的経済水域内における外国漁船の操業条件等については、我が国漁業者の意向を尊重し見直すこと。

(5) 外国漁船による違法操業などが根絶されるよう、監視・取締りを充実強化すること。また、韓国・中国等外国漁船操業対策事業は、今後も安定的な事業実施が可能となるよう、平成29年度以降も十分な予算措置を行うこと。

(6) ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。

また、ロシア連邦の法律により操業が困難となったロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、漁業者はもとより地域の関連産業などに対して引き続き支援を行うこと。

(7) 広域的な資源管理体制の構築及びさけ・ます資源の回復や高品質化、栽培漁業の充実など水産資源の適切な保存管理と生産の増大が図られる施策を展開すること。

- (8) 鯨類漁業は地域の重要な産業として位置付けられていることから、商業捕鯨の再開を含む鯨類資源の持続的利用等に取り組むこと。
- (9) 放射性物質対策やノロウイルス対策など水産物の安全性の確保を図るとともに、水産物の消費を拡大するため、地域産業との連携、消費者ニーズに対応した水産物の流通・加工体制の整備及び衛生管理の高度化やPRなど輸出促進を図ること。
- (10) 海獣類による漁業被害防止対策の強化や被害・休業等に対する補償制度を創設すること。
- また、有害生物漁業被害防止総合対策事業について、更なる充実強化を図ること。
- (11) 水質浄化等多面的機能を有する藻場の維持・保全等を図るため、漁業者等が行う保全活動への支援を拡充すること。

5 環境政策の推進について

我が国においては、地球温暖化の防止、大気汚染問題への対応、循環型社会の実現など、多くの環境問題が山積している。

地方においては、これらの課題を解決するため、地域の実情に応じた取組を実施してきているところであるが、今後も主体的な取組を実施していくためには、国による適切な支援措置が必要となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 微小粒子状物質（PM2.5）、黄砂等による大気汚染については、観測体制の充実強化や健康被害に関する調査研究の推進等を図るとともに、国民へのより分かりやすい情報提供を行うこと。

また、環境基準を達成できるよう、国内外の発生抑制対策を一

層推進すること。

- (2) 鳥獣被害防止対策については、各地域の被害実態に即し総合的、計画的に推進されるよう、引き続き「鳥獣被害防止総合対策交付金」の安定した財源確保を図るとともに、捕獲事業等については、都道府県、市町村及び関係団体の意見を十分に聞いた上で充実すること。

また、新たな捕獲等の担い手を育成・確保するため、指定管理鳥獣捕獲等事業の拡充を図ること。

さらに、市街地等に出没した野生鳥獣による人身被害を防止するため、県や市町村が行う市街地等での緊急対応の支援事業を創設すること。

- (3) 琵琶湖や有明海等の湖沼・内海の水環境がもたらす恵みや自然循環作用を次世代に継承するため、閉鎖性水域における水質や自然環境・景観の保全、水源かん養等の施策を総合的に推進するために、必要な支援措置を講ずること。

また、漁業活動の妨げになっている漂着物、漂流物及び海底ゴミの回収・処理等に係る地方公共団体の負担軽減を含めた継続的な財政措置を講ずるとともに、海底ゴミの回収及び処理等の大規模な対策を国主導により実施すること。

- (4) 水俣病対策については、今後も被害者の救済等を円滑に進めるため、医師の確保等検診体制の整備を図るとともに、医療・福祉や再生・融和（もやい直し）等に関する施策を一層推進すること。

また、救済措置に係る関係地方公共団体においては、医療費等の財政負担が増加していることから、適切な支援措置を講ずること。

- (5) 公共及び民間建築物においてアスベストのレベル2対策を推進

するため、レベル2の使用状況調査、除去等を行うための補助制度等を創設すること。

また、レベル1の使用状況調査、除去等を対象とする補助制度を継続すること。